

2026年4月1日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

『新プライベートバンキング（第1～3分冊）』については、以下の項目について刊行後の制度改正等に留意する必要があります。学習の際には、以下に示した各省庁パンフレット等を参照してください。

### 1. 相続時精算課税

現行の控除額（2500万円）とは別に年間110万円を控除できるとともに、相続財産に加算する価額は当該110万円を控除した残額とすることとされました。

また、同制度により贈与取得した土地又は建物が特定贈与者の相続税申告提出期限までに災害によって一定の被害を受けた場合には、災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除したうえで、相続財産に加算することとしました。

（参照）財務省 令和5年度税制改正 資産課税 [zeisei23\\_all.pdf \(mof.go.jp\)](#)

### 2. 暦年課税における生前贈与加算

相続または遺贈により財産を取得した者が、当該相続に係る被相続人から贈与取得した財産を相続財産に加算する年数は、これまでの3年以内から7年以内に拡大されました。

なお、追加延長となる4年間の贈与財産のうち、合計100万円までは加算されません。

（参考）財務省 令和5年度税制改正 資産課税 [zeisei23\\_all.pdf \(mof.go.jp\)](#)

### 3. 事業承継税制

法人版事業承継税制について、特例措置に限り、役員就任要件（現行：贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること）を撤廃し、贈与の直前において役員等であれば要件を満たせるようになりました。

（参照）[令和7年度税制改正の大綱の概要：財務省](#)

また、特例措置を受けるには、特例承継計画を令和8年（2026年）3月31日までに提出する必要がありましたが、その提出期限が令和9年（2027年）9月30日まで、1年6ヶ月延長されました。

（参照）[令和8年度税制改正の大綱（目次）：財務省](#) 二 資産課税 2〈相続税・贈与税〉(3)

### 4. 贈与税の非課税制度

#### ① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が

令和 8 年（2026 年）1 2 月 3 1 日まで延長されました。

（参照）[令和 6 年度税制改正の大綱（2/10）](#)：財務省（[mof.go.jp](http://mof.go.jp)）

## ② 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

受贈者の年齢が 30 歳に達した場合等において、未利用額に対する贈与税率を特例税率から一般税率とした上で、令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日\*まで延長されました。

また、贈与者の死亡時において、当該贈与者の相続税の課税価格が 5 億円超の場合は、未利用額はすべて相続税の課税対象となりました。

（参照）[令和 5 年度税制改正の大綱（2/10）](#)：財務省（[mof.go.jp](http://mof.go.jp)）

\* 令和 8 年（2026 年）3 月 3 1 日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間は延長せずに終了することとなりました。ただし、同日までに拋出された金銭等については、引き続き本措置を適用できます。

（参照）[令和 8 年度税制改正の大綱（目次）](#)：財務省 二 資産課税 1 教育資金の一括贈与

## ③結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで 2 年間延長されました。

（参照）[令和 7 年度税制改正の大綱の概要](#)：財務省

## 5. 貸付用不動産等の評価方法の見直し

貸付用不動産の市場価格と通達評価額（相続税評価額）の乖離を利用した相続対策等の実態を踏まえ、評価の適正化及び課税の公平性を図る観点から、貸付用不動産の評価方法について見直しが行われました。

（参照）[令和 8 年度税制改正の大綱（目次）](#)：財務省 二 資産課税 3 〈国税〉(4)

## 6. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

高所得者層の所得税負担率を是正するため、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」が設けられました。令和 7 年（2025 年）以降の所得税について適用されます。

（参照）[「令和 5 年度税制改正」（令和 5 年 3 月発行）](#)：財務省

令和 7 年（2025 年）分の所得税から適用されている 「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」について、税負担の公平性の確保を図る観点から、追加の税負担を計算する基礎となる基準所得金額から控除する特別控除額を引き下げ（3.3 億円→1.65 億円）、税率を引き上げました（22.5%→30%）。

（参照）[令和 8 年度税制改正の大綱（目次）](#)：財務省 一 個人所得課税 4 〈国税〉(1)

PB テキストに関する主な制度改正

【制度改正に関連する主な記述箇所】

新プライベートバンキング（第2分冊）

| 頁   | 該当箇所                          | 参照番号 |
|-----|-------------------------------|------|
| 10  | (3) 相続税評価                     | 5    |
| 13  | 図表 2-3-5 相続税評価 部分             | 5    |
| 27  | 図表 2-3-11 相続税評価上の効果 部分        | 5    |
| 31  | ① 所有する土地に賃貸建物を建築する場合          | 5    |
| 32  | ② 既存の収益不動産を購入する場合             | 5    |
| 50  | ② 譲渡益への課税                     | 6    |
| 116 | 図表 3-2-2 各相続人等の相続税の課税価格(※) 部分 | 2    |
| 126 | (2) 贈与税額控除(暦年課税分)             | 2    |
| 135 | 3 評価引き下げの仕組み(P135~137)        | 5    |
| 144 | 2 相続開始前3年以内の贈与と相続税            | 2    |
| 149 | 3 相続時精算課税制度                   | 1    |
| 150 | (5) 相続時精算課税制度のデメリット           | 1    |
| 151 | (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置     | 4②   |
| 152 | (3) 住宅等取得資金に係る贈与税の非課税措置       | 4①   |
| 152 | (4) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 | 4③   |
| 168 | ① 相続税の評価額は実勢価格を下回る場合がある       | 5    |
| 175 | ② 相続人ではない者を……相続税の課税対象者になる     | 2    |

新プライベートバンキング（第3分冊）

| 頁   | 該当箇所                         | 参照番号 |
|-----|------------------------------|------|
| 120 | (4) 退職金に係る所得税・住民税の計算         | 6    |
| 131 | (3) 後継者の主な要件 【贈与税】           | 3    |
| 132 | 2018年度税制改正により改正点             | 3    |
| 133 | 5 事業承継税制のメリット・デメリット (1) メリット | 3    |
| 135 | 解答・解説 2①                     | 3    |
| 143 | Column 4-3-1 事業承継税制 ~他人版~    | 3    |

以上